

建築物省エネ法関係の手数料 算出例 (R7.4.1時点)

	(例①) 一戸建ての住宅 ・外皮、一次エネの両方を省エネ仕様基準で評価 ・各種認定を受けた建築物でない	(例②) 一戸建ての住宅 ・外皮、一次エネの両方又はどちらかを標準計算で評価	(例③) 一戸建ての住宅 ・新3号建築物(平屋かつ200㎡以下)であって建築士の設計に係るもの
省エネ審査 (着工前)	確認申請手数料に 「13,000円」を加算	省エネ適判手数料 「37,000円」	省エネ審査対象外
(計画変更) の場合	建築基準法の 計画変更手数料に 「6,000円」を加算	省エネ変更適判手数料 「19,000円」 軽微変更該当証明書手数料 「9,000円」	省エネ審査対象外
省エネ 完了検査 (竣工時)	完了検査手数料に 「3,000円」を加算	完了検査手数料に 「3,000円」を加算	省エネ検査対象外
	(例④) 共同住宅 (25戸) ・外皮、一次エネの両方又はどちらかを標準計算で評価 ・共用部分を評価しない	(例⑤) 一戸建ての住宅・共同住宅 ・設計住宅性能評価、建設住宅性能評価を取得するもの	(例⑥) 複合建築物 ・住戸 (10戸) 標準計算 ・共用部分(住宅)(80㎡)を評価する ・店舗 (200㎡) モデル建物法
省エネ審査 (着工前)	省エネ適判手数料 住戸部分 共用部分を評価しない 「150,000円」 + 「0円」 = 「150,000円」	省エネ適判不要 ・ 確認申請手数料の加算不要	省エネ適判手数料 住戸部分 共用部分 「106,000円」 + 「118,000円」 非住宅部分であって工場等除く + 「94,000円」 = 「318,000円」
(計画変更) の場合	省エネ変更適判手数料 「78,000円」 軽微変更該当証明書手数料 「39,000円」	完了検査時に 変更設計住宅性能評価書を 提出	省エネ変更適判手数料 各区分の金額を合算 軽微変更該当証明書手数料 各区分の金額を合算
省エネ 完了検査 (竣工時)	完了検査手数料に 住戸部分 共用部分を評価しない 「15,000円」 + 「0円」 = 「15,000円」を加算	建設住宅性能評価の 検査報告書により 完了検査手数料の加算不要	完了検査手数料に 住戸部分 共用部分 「10,000円」 + 「2,000円」 非住宅部分であって工場等除く + 「3,000円」 = 「15,000円」を加算